

令和3年第1回定例会（第5号）

令和3年3月19日（金曜日）午前10時00分開議

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 発言取消申出の件
日程第 3 議案第11号 七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
日程第 4 議案第 2号 令和3年度七飯町一般会計予算
日程第 5 議案第 3号 令和3年度七飯町国民健康保険特別会計予算
日程第 6 議案第 4号 令和3年度七飯町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 7 議案第 5号 令和3年度七飯町介護保険特別会計予算
日程第 8 議案第 6号 令和3年度七飯町土地造成事業特別会計予算
日程第 9 議案第 7号 令和3年度七飯町水道事業会計予算
日程第10 議案第 8号 令和3年度七飯町下水道事業会計予算
日程第11 議案第26号 七飯町商工業経営安定資金融資条例の一部改正について
日程第12 議案第27号 令和3年度七飯町一般会計補正予算（第1号）
日程第13 議会運営委員の選任
日程第14 発議案第1号 特別委員会設置に関する決議
日程第15 発議案第2号 特別委員会設置に関する決議
日程第16 発議案第3号 特別委員会設置に関する決議
日程第17 閉会中の委員会活動の承認について

○出席議員（18名）

議 長	18番	木 下 敏	副 議 長	17番	青 山 金 助
	1番	横 田 有 一		2番	神 崎 和 枝
	3番	平 松 俊 一		4番	池 田 誠 悦
	5番	田 村 敏 郎		6番	稲 垣 明 美
	7番	畑 中 静 一		8番	長谷川 生 人
	9番	上 野 武 彦		10番	坂 本 繁
	11番	澤 出 明 宏		12番	中 島 勝 也
	13番	川 村 主 税		14番	中 川 友 規
	15番	若 山 雅 行		16番	川 上 弘 一

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町 長 中 宮 安 一

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副 町 長 宮 田 東 総 務 部 長 釣 谷 隆 士

民 生 部 長	杉 原 太	経 済 部 長	青 山 芳 弘
総務部総務財政課長	倍 楼 司	総務部情報防災課長	若 山 みつる
総務部政策推進課長	中 村 雄 司	総 務 部 税 務 課 長	広 部 美 幸
会 計 課 長	青 山 栄久雄	民 生 部 住 民 課 長	清 野 真 里
民生部環境生活課長	磯 場 嘉 和	民 生 部 福 祉 課 長	村 山 徳 收
民生部子育て健康支援課長	岩 上 剛	経 済 部 商 工 観 光 課 長	福 川 晃 也
経済部農林水産課長	田 中 正 彦	経 済 部 土 木 課 長	佐々木 陵 二
経済部都市住宅課長	川 島 篤 実	経 済 部 上 下 水 道 課 長	笠 原 泰 之

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教 育 長 與 田 敏 樹

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教育次長兼学校教育課長	扇 田 誠	生涯教育課長	竹 内 圭 介
学校給食センター長	柴 田 憲	スポーツ振興課長	川 崎 元

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事 務 局 長 田 中 正 彦

○選挙管理委員会委員長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

書 記 長 倍 楼 司

○本会議の書記

事 務 局 長	関 口 順 子	書 記	妹 尾 洋 兵
書 記	佐々木 宏 美		

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

9 番	上 野 武 彦	10 番	坂 本 繁
-----	---------	------	-------

午前10時00分 開議

開 議 宣 告

○議長（木下 敏） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和3年第1回七飯町議会定例会の本日の会議を開きます。

日程第1

会議録署名議員の指名

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

9番 上野武彦 議員

10番 坂本 繁 議員

以上2議員を指名いたします。

諸 般 の 報 告

○議長（木下 敏） この際、諸般の報告を行います。

町長より町政動向報告が提出されましたので、お手元に配付しております。

町長より発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（中宮安一） 皆さん、おはようございます。

町政動向報告に記載がありますが、アップル温泉について、源泉ポンプの故障により、2月21日から臨時休業となっておりますが、修繕が完了し、3月21日、あさって、日曜日より通常営業を再開いたします。

なお、町民の皆様への周知方法といたしましては、ホームページ、新聞報道、ケーブルテレビなどにより周知いたします。

今後とも施設の適切な維持管理に努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第2

発言取消申出の件

○議長（木下 敏） 日程第2 発言の取消申出の件を議題といたします。

副町長から、3月4日の会議における若山雅行議員からの議案第11号七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についての質疑に対する発言について、議会運営例規第73項の規定により、お手元に配付のとおり発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

この発言取り消しの申し出を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 異議ですか。要は許可の進行をしていますので、異議があるということで、議事進行はなしということで、御異議がありますので、起立により採決を行います。

お諮りいたします。

副町長からの発言取り消しの申し出を許可することに賛成の……。

○12番（中島勝也） ちょっとこのことについて、採決の前に質問をしたいのですよ。できないのこれは。

○議長（木下 敏） できないのです。

○12番（中島勝也） 異議があつて、この文言の取り消し部分がちょっと私は違うのかなという感じがするのですよ。

○議長（木下 敏） だから異議があるということですね。

○12番（中島勝也） だから、それについてどうしてこうなったのかということを質問したいのですよ、何でこの部分なのかということ。私は、違うところももっと消すところがあるのではないかと思うのです、この文言ではなくて。この文言を見ると、何も不適切ではないのですね、この文言を見ると、何でここを消すのかなという気

がするのでですよ。もっと消す場所が違うのではないかと思うのです。

○議長（木下 敏） ちょっと中島議員に申し上げます。今、発言の取り消しの申し出は副町長から出てきて、それを私が今諮っているのです。それで、議会のほうで、要はそれを許可するか許可しないかのことでありまして、それがどこがいい、悪いという、発言を取り消したいという人の申し出を今裁いているので。（発言する者あり）だからそれをおかしい、おかしくないというのは、本会議の会議の席上では好ましくない発言です。このまま、まず許可するか許可しないかをきちっとお諮りしていきたいと思っておりますので、議事の進行に御協力ください。よろしいですか。

（発言する者あり）質問はできません。許可するか許可しないかのあれですので、議題でないのです。（発言する者あり）だからそれは、理事者側から、要は会議規則または運営例規にのっとった形で今書類が来ていますので、それを今諮っていることなのです。だから異議があるかないか、だから今、異議があると言ったから、起立で採決を行いますよということなので、異議があつて、異議が多ければ許可しないということになりますし、そういうことで進めたいと思っておりますので、それはうちの会議規則または運営例規にのっとった形で進めていますので、その辺は議運の中でもきちっと了解得られていますので、協力をお願いいたします。

それでは、続けていきます。

御異議がありますので、起立により採決を行います。

お諮りいたします。

副町長からの発言取り消しの申し出を許可することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木下 敏） 起立多数であります。

よって、副町長からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

副町長より発言の申し出がありますので、これを許します。

副町長。

○副町長（宮田 東） ただいま発言の取り消し

の申し出の件につきまして、許可をいただきまことにありがとうございます。

このたびの申し出につきましては、私の不適切な発言によるものであり、議員の皆様にご多大な御迷惑をおかけしましたことを深くお詫びを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

これからも職務職責に精励してまいりますので、御指導御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第3

議案第11号 七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

○議長（木下 敏） 日程第3 議案第11号七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました案件については、令和3年3月4日の本会議において総務財政常任委員会に付託されたものであります。休会中に審査を終了しておりますので、その結果の報告を求めます。

池田委員長。

○総務財政常任委員長（池田誠悦） それでは、委員会報告第8号総務財政常任委員会報告書。

令和3年3月4日、第1回定例会において、議決に基づき、当委員会に付託された事件について審査した結果を下記のとおり報告する。

令和3年3月18日。

七飯町議会議長木下敏様。

総務財政常任委員会委員長池田誠悦。

記。

1、事件名。議案第11号七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について。

2、審査の経過。令和3年3月5日、12日、18日の3日間、委員会を開催し、町長、副町長、総務部長、総務財政課長の出席を求め、審査を行った。

3、決定及び理由。

（1）決定。否決。

（2）理由。当委員会に付託された議案第11号七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一

部改正については、町長、副町長及び教育長（以下「町長等」という。）の令和3年6月支給分の期末手当の100分の10を減額するための改正である。

減額の理由としては、新型コロナウイルス感染症の影響によって町税等の減収が見込まれ、また、地方交付税等の各種交付金の減収も見込まれることから、町長等が期末手当の一部を減額することで町財政に寄与することを目的とするものである。

委員からは、次の点について質疑があった。

①本会議について質疑のあった懲罰的意味合いという意見に対する町側の見解について。

②10%削減とした根拠や他市町における同様の事例について。

③提案理由に地方税等の歳入の減額が見込まれることを挙げているが、地方税等の減額だけが提案理由となるのか。

④今後、新型コロナウイルス感染症による影響が続いた場合に、同様に減額を行う考えについて。

町としては次のとおりの回答があった。

①特別職は自らの考えによって削減しており、懲罰的な意味合いはない。

②10%削減した根拠については、新型コロナウイルス感染症の影響により、期末手当を削減した他市町の例を参考としており、北海道を初めとして管内の北斗市、松前町、知内町などでは、新型コロナウイルス感染症対策への財源となるために減額を行った事例がある。

③新型コロナウイルス感染症の影響が続いており、令和3年度は町税で約3億円の減収を見込んでいるが、感染症の影響による税収等の減収も続くことが想定される。また、地域経済も影響を受けていることから、町長等が自らの手当を削減することで、少しでも寄与していきたいとの考えから提案に至っている。

④今回の提案は、令和3年6月分の期末手当の減額に関する提案であるが、今後も影響が続くようであれば、再度提案することも考えている。

以上のことを留意の上、条例の内容を慎重に審査したところ、新型コロナウイルス感染症の影響

によって令和3年度は町税で約3億円の減収が見込まれ、財政運営も一層厳しさを増すものと推察される。

また、地域においては、経済や住民生活に打撃を受けているため、町長等が自ら身を切る姿勢を示すことによって少しでも税収に寄与するという姿勢は十分に評価できるものである。

しかし、町長等が身を切る対応を行うことよりも、現在の職務、職責を全うし、また、この感染症の影響を最小限にとどめることが重要であり、職員の適正な配置等により、一人一人の生産性が向上するよう、指導力を発揮していただきたい。

また、厳しい財政状況を踏まえ、経費の削減に向けた一層の取り組みを望むとともに、議会としても経費の削減に向けてともに取り組んでいくべきと考える。

以上のことを踏まえ、採決を行った結果、全員一致で原案を否決に決定した。

以上です。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 1点だけお聞きしたいと思えますけれども、この文書の中で、2ページ、一番最後の、少しでも税収減に寄与するという、この部分も含めてなのですが、町民が危惧するのは寄附行為なのですよね。この部分についての常任委員会で話が出たのか出なかったのか、そこら辺、1点、ちょっとお知らせお願いしたいと思います。

○議長（木下 敏） 池田委員長。

○総務財政常任委員長（池田誠悦） ただいまの質問で、当初、会議中にそのような発言がなかったので、ただ、懲罰的な発言というものがありましたので、その部分を精査して、先ほど報告しました、各町内、他のまちでもこういうような形で減額をしていますよということが挙げられたので、それをまとめとして、そちらのほうの寄附行為ということは審議しませんでした。

○議長（木下 敏） ほか、ございますか。

中島勝也議員。

○12番（中島勝也） 確認だけちょっとお願い

いたします。この議案第11号の件なのですけれども、この問題は同僚議員が質問した中で、10%削減の根拠について話しまして、副町長は、この10%削減については根拠がありませんよという発言がありました。そういう根拠のない議案を議会に提出した理由、根拠のない議案を議会ですのような議論ができるのか、そういうふうなことについて、常任委員会では議論があったのかなのか、その辺だけちょっとお聞かせください。

○議長（木下 敏） 池田委員長。

○総務財政常任委員長（池田誠悦） ただいまの御質問によることで、副町長の答弁なされたことで、10%、20%、根拠がないという発言も確かに、今それで議事録をおろしましたけれども、その部分で、委員会としてはいろいろその件についても審査した場合に、やはりまとめの部分にもありますように、他市町村ではいろいろ減額の率が10%だとか20%だとか、その市町村によって減額されております。そういうものを考慮して、副町長がそういうようなことを根拠がなくて言った部分の言葉でしたということで、審査のときに委員会のほうに来て報告、また謝っていただきましたので、根拠が全くないというのではなくて、言葉足らずで申し訳ありませんでしたという言葉をいただいています。

以上です。

○議長（木下 敏） 中島勝也議員。

○12番（中島勝也） 分かりました。

でも、やはり根拠のことについては、ほかの市町村でやっているから七飯町もやりましたよということについては、これは完全な根拠があるのですね、これには。ほかもやったからうちもやらなくてはいけないだろうという、そこは根拠があるのですよ。理由にもなるのですよ。でも、副町長は、この議案第11号の10%削減については根拠がありませんとはっきり言っているわけです。そこはちょっと矛盾が僕はあるのかなという気がしたものですから、委員会のほうでその辺のことをちょっと詰めたのかなと、議論でもあったのかな、質疑でもあったのかなということをやっと確かめてみたいなと思って今質問したのです。今、委員長が、他町村でやっているから、だから

うちもやりましたよということは、それは根拠になるのです、それは。理由にもなるのですよ。でも、さっきの取り消しの部分もそうですけれども、あれは文言からいくと何も不適切な文言ではないのですね、あれは。私の考えるのは、ただ10%削減したのが根拠がないですよというのが、私は一番問題のある文言だと思うのですよ。そこを僕は取り消すのが普通ではないかなと思ったものですから、疑問に思ったものですから、こうやって今聞いているわけです。だから僕は、ちょっとやはりそこは矛盾があるものですから、そのことについて、総務財政常任委員会のほうで議論されたのかされなかったのか、もう一度ちょっと確認したいと思ひまして、質問いたします。

○議長（木下 敏） 池田委員長。

○総務財政常任委員長（池田誠悦） それでは、中島議員から指摘されている部分は時間をかけてやらせてもらいました。その際に、やはり副町長としては、言葉の表現がすごく足りなかったと、本当に委員会のほうには御迷惑をかけてという部分で、ただ、本当に100%根拠がなくて言ったのではなくて、こういうような事例があるもので、それを言って、本当にそのときに説明できなかったで申し訳ございませんでしたという話は委員会としてはいただいております。それで、まとめにも、他の町村ということで載せておりますけれども、そういうふうな形で、委員会のほうにはそういう副町長からの言葉足らずで申し訳なかったですという話はいただいております。

以上です。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

これより、討論を行います。

まず、原案に賛成の発言を許します。ありませんか。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） それでは、賛成意見を述べさせていただきます。

地方税等の歳入の減額が見込まれることから、

町財政に寄与するため、令和3年6月の期末手当の額を減額するとの申し出に対しては敬意を表したいと思います。提出された令和3年度一般会計予算案をしっかりと審査させていただきました。税収が落ち込むことはよくあることで、まして新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う影響であり、その点に関しては、町長、副町長、教育長には帰責性はないのではないのでしょうか。また、財政が厳しいのは今に始まったことでもありません。2億円程度の町税等の減額計上であったが、財政調整基金の項目出しの1,000円にとどめ、歳入不足が生じているわけではなく、収支均衡予算として編成し、提案したところである。よって、令和3年度当初予算としては、令和2年度と比較し、町税等で約2億円程度の減額計上ではあるが、財源が確保されているとの答弁もされています。申し出のような減額に値するものなのか、果たして100分の90、10%の減額でいいものか、それとももっと必要なのか、正直、判断が付きません。しかし、動機等はどうか、また、金額はどうであろうと、予算で見ますと、町長公用車管理費の需用費予算額51万5,000円より若干少ないという金額で、焼け石に水であろうと、ちりも積もれば山となるとのことわざもあり、町の厳しい財政にはありがたいものですので、本件議案に対し賛成し、大事に使わせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（木下 敏） 次に、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。ないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） ほかに討論はないということで、討論を終わります。

これより、起立により採決を行います。

議案第11号七飯町特別職の給与等に関する条例の一部改正について、委員長の報告は否決であります。この場合、議会運営例規第80項の規定により、委員会報告が否決の場合は、採決の方法は、原案について採決することになっております。

それで、議案第11号七飯町特別職の給与等に

関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木下 敏） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

日程第4

議案第2号 令和3年度七飯町一般会計予算

日程第5

議案第3号 令和3年度七飯町国民健康保険特別会計予算

日程第6

議案第4号 令和3年度七飯町後期高齢者医療特別会計予算

日程第7

議案第5号 令和3年度七飯町介護保険特別会計予算

日程第8

議案第6号 令和3年度七飯町土地造成事業特別会計予算

日程第9

議案第7号 令和3年度七飯町水道事業会計予算

日程第10

議案第8号 令和3年度七飯町下水道事業会計予算

○議長（木下 敏） 日程第4 議案第2号令和3年度七飯町一般会計予算、日程第5 議案第3号令和3年度七飯町国民健康保険特別会計予算、日程第6 議案第4号令和3年度七飯町後期高齢者医療特別会計予算、日程第7 議案第5号令和3年度七飯町介護保険特別会計予算、日程第8 議案第6号令和3年度七飯町土地造成事業特別会計予算、日程第9 議案第7号令和3年度七飯町水道事業会計予算、日程第10 議案第8号令和3年度七飯町下水道事業会計予算、以上7件を一括して議題といたします。

ただいま議題といたしました7件の案件については、3月5日の本会議において、令和3年度予算審査特別委員会に付託されたものであります。

休会中に審査を終了しておりますので、その結果の報告を求めます。

川村委員長。

○令和3年度予算審査特別委員長（川村主税）

それでは報告いたします。

委員会報告第7号。

令和3年度予算審査特別委員会報告書。

令和3年3月5日第1回定例会における議決に基づき、当特別委員会に付託された事件について、審査した結果を下記のとおり報告する。

令和3年3月18日。

七飯町議会議長木下敏様。

令和3年度予算審査特別委員会委員長川村主税。

記。

1、審査に付託された事件名。

(1)議案第2号 令和3年度七飯町一般会計予算。

(2)議案第3号 令和3年度七飯町国民健康保険特別会計予算。

(3)議案第4号 令和3年度七飯町後期高齢者医療特別会計予算。

(4)議案第5号 令和3年度七飯町介護保険特別会計予算。

(5)議案第6号 令和3年度七飯町土地造成事業特別会計予算。

(6)議案第7号 令和3年度七飯町水道事業会計予算。

(7)議案第8号 令和3年度七飯町下水道事業会計予算。

2、審査の経過。

令和3年3月5日、8日、9日、10日、11日、15日、16日、18日の8日間、委員会を開催し、町長、副町長、担当部長、教育次長、担当課長、センター長及び事務局長の出席を求め、審査を行った。

3、決定及び理由。

(1)決定。

原案可決。

(2)理由。

令和3年度の一般会計の予算額は109億4,000円で、前年度と比較して10億6,000

万円の減少。4つの特別会計予算の総額は66億1,220万円で、前年度と比較して3,430万円の減少となっている。

令和3年度の一般会計の予算編成においては、昨年度に引き続き、基金からの繰り入れを行わない予算編成となっているが、新型コロナウイルス感染症の収束の兆しが見えないことから、各種イベントや諸行事、22事業の開催費用約5,200万円規模の予算については、当初予算の計上を見合わせ、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら、補正予算や一部予備費での対応を行うこととしている。

なお、当初予算への計上を見合わせた22事業については、別紙のとおりである。別紙は6ページのほうになっております。後ほど御参照ください。

町長への総括質疑においては、次の点についての質疑があった。

①イベント、行事等については、当初予算での計上を凍結したが、予算計上をした上で、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら、実施するかどうか検討するとの説明で十分であり、予算計上をするべきであったと思うが、見解を伺いたい。

②税収が2億円の減収が予定されており、財源確保については市政方針に内容が記載されている。具体的な財源確保への方法、歳入歳出の予算の執行方針について伺いたい。

これに対して、町長からは次のとおり回答があった。

①令和3年度予算の編成において、このコロナ禍の中での行事関係の予算計上については、非常に悩んだ箇所であるのが、実際のところである。予算編成の時期、主に12月から1月は、北海道の集中対策期間とも重なり、まだまだ感染拡大期であり、現時点においても収束のめどが立っていない状況である。そのような中で、町として最優先すべきは、感染拡大の防止であり、当初予算において計上してしまうと、事業実施ありきと見なされる恐れがあったことから、当初予算の計上をやむなく見送ったところである。このような対応については、決して場当たりのものではなく、

令和3年度予算の編成開始に当たって通知した予算編成方針においても、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度の事業実施を見送った内容については、令和3年度当初予算の計上を見送る可能性がある旨を通知しており、事前に想定していた対応である。このようなコロナ禍の状況ではなく、通常的な現状であれば、当初予算に計上しているものを、あくまでこのような非常事態であることから、予備費及び補正予算対応としたことについては御理解をいただきたい。

②当初予算として計上した内容としては、2億円程度の町税等の減額計上であったが、財政調整基金を項目出しの1,000円にとどめ、歳入不足が生じているわけではなく、収支均衡予算として編成し、提案したところである。よって、令和3年度当初予算としては、令和2年度と比較し、町税等で2億円程度の減額計上ではあるが、財源の確保はなされている。

以上のことを踏まえ、当委員会に付託された7議案について、慎重に審議した結果、議案第2号及び議案第8号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、議案第3号から議案第7号まではいずれも全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

4ページ、5ページにつきましては、令和3年度一般会計予算、歳入歳出、令和3年度特別会計予算、令和3年度企業会計予算の表となっておりますので、御参照ください。

最終ページにおかれましては、新型コロナウイルス感染症にかかる補正予算計上の事業一覧として、事業名、事業内容、開催時期を掲載しております。

報告は以上です。

○議長（木下 敏） 令和3年度予算審査特別委員会は、議長を除く全員で構成された特別委員会でありますので、議会運営例規第52項の規定により、質疑を省略いたします。

委員長、お疲れさまでした。

これより、討論、採決を行います。討論、採決については1件ごとに順次行ってまいります。

最初に、議案第2号令和3年度七飯町一般会計予算の討論を許します。

平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 令和3年度一般会計予算に反対する討論を行います。

今回の予算では、町財政が逼迫しているとのことで、特別職が自分の報酬の一部を歳入計画に組み入れるという手法を用いておりますが、その前にできること、あるいはやらなければならないことは幾つかあると思われま。この点に関しては、予算審査の特別委員会でも多くの意見が出されておりました。同時に、今後の町財政に重荷となる案件をできるだけ早く処置することも必要と考え、次の2点を述べます。

1点目であります。公共施設のLED化に向けた委託業務の予算について反対をいたします。

LED化を行うことは、経費削減に向けて極めて効果の大きいものと考えます。しかしながら、既存の施設にLED化工事を実施する方法は、業者によって様々存在をしますし、支払い方法についても同様であります。そのため、広くLED化工事の周知を行い、多くの事業者から提案見積もりを募集し、町にとって一番経済効果の高い中から選択を行えば、この予算は不要となるものと考えます。

2点目であります。道の駅敷地に存在しております民地への借地料について反対をいたします。

4年前の平成29年度第1回定例議会で、町長はこの借地について、一日も早く購入するよう最大限の努力をすると答弁しておりますが、この年以降、毎年借地料の予算を組み、これまでに1,000万円を超える借地料を支払い続けております。20年間の借地契約が終了するまで払い続けると、最終的には五千数百万円となり、最近ようやく決着しました車両センターの用地購入に関しても、3,200万円ほどの借地代金を支払ったほかに、実勢価格で土地を購入したという経緯がありましたので、同じことになってしまう恐れがあります。本気で解決する気があるのであれば、今回の予算で土地購入費を計上すべきです。この件は、町長の任期中に処置をし、町民に対して無駄な出費を強いることのないよう、責任を果たすべきと考えます。

この2点について、私の反対討論といたしま

す。

○議長（木下 敏） ほか、討論ありませんか。
澤出明宏議員。

○11番（澤出明宏） では、原案に賛成の立場で立案いたします。

新型コロナウイルスとの闘いは、国内の感染が確認されてから1年以上たった今もいまだに収束の兆しが見えません。日本の感染者数は累計で約41万人、死者は約6,500人を数えました。2度目となる緊急事態宣言が今月21日をもってようやく解除される運びとなり、感染者数はやや沈静化してきているようにも思われますが、リバウンドの恐れもあり、依然として予断を許さない状況が続いています。

今後は、困難が予想される重大業務、ワクチン接種が来月、4月頃から予定されています。道内でも変異株が見つかり、脅威が増している新型コロナウイルスを克服するためには、医療や福祉などの各分野で日々御尽力なさっている方々を支える行政の柔軟かつ迅速な支援、行動体制が不可欠となります。

感染拡大の抑止と経済再開の両立が喫緊の課題となっている中、七飯町議会では、コロナ対策はもとより、町民全ての福祉に直結する本年度予算の是非についての議論がなされ、さきの予算審査特別委員会でも、部分的には異論がとねえられましたが、委員の過半数からは、予算編成方法に対する理解が得られている内容となっております。

我が国における経済という言葉の語源は、日本資本主義の父と称せられる渋沢栄一翁が論語から引用した経世済民に由来する言葉であり、その本旨とするところは、世をおさめ、民を救うことであります。語源の大元である論語においては、政治をも意味する言葉でありました。

世の中の大局を見て、今一番大事なことは、遅滞のない予算の執行により、町内の蔓延する閉塞感の早期打開と、困窮する町民を1人も取り残すことのない救済、安心、安全、安寧の三つのAを確保することではないでしょうか。

一方、今回の予算案の是非に関する主要論点は、あくまで町財政における政策論であり、予算編成における町長の裁量権についての議論、つま

りは多岐にわたる補正予算対応の是非にあると思われれます。当初予算に全ての収入と支出を漏れなくそのまま総額で計上する総計予算主義、地方自治法第210条が町財政の原則であるとはいえ、予算編成時に先行きが読めない今般のような未曾有の緊急事態においては、違法とならない範囲で選び得るあらゆる方策を考慮すべきであり、このたびの予算編成のように、平時の原則に拘泥せず、町民の福祉を最優先して、臨機応変に財政対応する方針を選択したことは、地方自治法第218条に、財政手法としての補正予算の制度が規定されている以上、全くの誤りであるとは思えません。

終戦直後や大震災の混乱期と比肩されるほどのこのような局面だからこそ、二元代表制のもと、我々議員と同じく民主的な選挙によって選ばれ、直接的に民意を反映する代表者である町長には、地方自治法第147条及び148条の統括代表権に基づき、しっかりしたリーダーシップを発揮していただき、確信を持って執行権の発揮によるまちの舵取りをやっていただきたいと思います。

あわせて、我々を含めた町民全てが一致団結のオール七飯で協力しあい、この難局を乗り切っていかなければなりません。予算の執行が事後承諾となる専決処分ではなく、議決を前提とする補正予算による執行である以上、我々議員の監視と協力のもと、適正かつ速やかに七飯町における経世済民の政策が進められていくものと信頼し、この予算案を是とする私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（木下 敏） ほか、討論ございませんか。

田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 令和3年度予算案について、反対の立場で討論に参加いたします。

まず一つ目は、令和3年度の予算案は地方自治法第210条の一会計年度における一切の収入及び支出は全てこれを歳入歳出予算に編入しなければならない、いわゆる総計予算主義の原則に基づいての予算編成になっていない。町の予算における一切の収支を明らかにせず、予算の全体像が見えないことは、経常収支比率、財政力指数や、将

来負担比率などの財政指標、数値が不明瞭であり、町が健全な財政運営をしているのかいないのかの判断が難しく、町民にとっても分かりにくく、予算編成上、問題があると言わざるを得ません。

二つ目は、スポーツ補助金であります。学校教育課が所管している対外競技補助金は、広く児童生徒を対象にしてきたが、今年度から中体連等の学校の出席扱いになるものに限るとし、それ以外をスポーツ振興補助金に移行し、全道大会に参加する者は1万円、全国大会に参加する者は2万円の定額補助にするもので、これは実質的な選別であり、子どもを持つ家庭に対し、負担増を強いるものであります。子どもたちは全道全国で七飯町の看板を背負って、七飯町ここにありと、一生懸命頑張っている。これに対し、町は派遣という形で支援すべきではないでしょうか。今年度から改正と言いますが、コロナ禍で事業や家庭が切迫している状況に対し、国などが持続できるよう様々な支援策を自治体を通じて実施している中で、町だけは子どもたちが頑張っている家庭にこのことでさらなる経費負担を強いるようとしています。

さらにまた、来年度は準要保護の算定基準を所得額から収入額に切り替えることによって、準要保護対象者が減少し、対象外になった子どもたちのいる家庭は、新たな経費負担を強いることとなります。次代を担う子どもたち、子どもはまちの宝と言いながら、なぜ最初に子どもたちから経費節減を始めるのでしょうか。あまりにも実施時期がひどすぎるのではないのでしょうか。町の子どもに対する育成感には疑問を抱かざるを得ません。

三つ目は、財政調整基金です。令和3年度予算の財政調整基金残高は、今現在で約5億円ありますが、ここからさらに令和3年度の支出の試算をすると、約2億4,000万円がもう既に予定されているものと考えられます。そうすると、残り2億6,000万円。それに対し、基金の繰出金は、基金に対する積立金ですけれども、31万9,000円のみであります。これまで町が説明してきた財政調整基金積立金7億円に向けた積み立てが全く見えない状況であります。

また、このようなコロナ感染症による収入の減

少の影響や、対策費等の支出が続き、經常経費の補正も必要になってくると、財政的にもパンクし、来年の予算編成すらおぼつかなくなるのは明らかであります。

町は、30億円近くあった貯金が3億円を割る状況になっている今、なぜ貯金をしないのか。このままいけばどうなるのか。打開策は何なのか、納得できる説明がないままであり、町財政に対し、強い不安と不信感を抱かざるを得ません。

以上の3点の是正を求め、反対意見といたします。

○議長（木下 敏） ほかに、討論ございますか。

上野武彦議員。

○9番（上野武彦） それでは、令和3年度の一般会計予算案に反対の討論をさせていただきます。

中宮町長は、安全で安心なまちづくりに努めると公約しておりますが、果たして実態があるのか問われています。

本町地域センターは、昭和45年に建設され、今年で築51年を迎える旧耐震基準で建設された建築物で、老朽化が進んでおりますが、安全を確認するための耐震診断も実施されておられません。施設を利用している社会福祉協議会や七飯町の図書室を利用する町民に安全を保証できないまま使用が継続されております。現在、施設の老朽化が進んでおり、利用している町民から、雨の日は図書室や2階のトイレで雨漏りがしているとの声が上がっています。

第5次七飯町総合計画の後期計画では、前回、中断された図書館建設の建設予算8億1,400万円が計上されておりますが、地域センターの建設については計画が示されておられません。また、今年度の都市住宅課の耐震診断補助金の予算が8万9,000円計上されておりますが、昨年、利用がなかったということで、予算が半減され、今年は1戸分だけの補助金となっております。

七飯町は、函館平野西縁に活動期に入った活断層があり、直下型の大きな地震が起こる可能性があるまちで、地震への備えが住民の安全のために求められております。これまで耐震診断の補助金の利用実績がないということでありますが、町内

には昭和56年以前に建設された旧耐震基準の木造住宅が約6,000戸もあるということで、こうした住宅の安全性も確認されないままでいいのか、地震への備えの必要性について啓発し、地震への備えを進めるべきであるが、今回の予算案は住民の安全を図る予算の実態が見られないことから、反対を表明いたします。

以上です。

○議長（木下 敏） ほか、討論ございますか。
若山雅行議員。

○15番（若山雅行） それでは、令和3年度七飯町一般会計予算案に反対の立場から討論を行います。

いつも正論が返ってきます。何も反論はありません。行財政改革については常に必要なものと考えている、しっかり対応していきたい、移住者のためにまちづくりするのではなく、観光客のために観光行政を進めるのではない、今住んでいる七飯町民のためにまちづくりをしている、今住んでいる人たちがいい観光地だねと思えるような観光地をつくっていくのが基本だと思っている。全く反論の余地はありません。そのとおりでしょう。しかし、本当に町民が満足しているかどうか、絶えず反省する時間を持つことも大事ではないでしょうか。

今回の予算案に、常に必要なものとする行財政改革の成果があらわれているのでしょうか。今回の予算の特徴は、主に12月から1月にかけての新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加して、その先行きがどうなるか予断を許さないときに作成したことと、新型コロナウイルス感染症がまちの予算等に与える影響がリーマンショック時よりも大きいととらえ、税収の落ち込みも大きく、かつその影響も長引くのではないのかと現状分析していることにあると思います。交付金による補填があるとしても、税収の落ち込み2億円の影響が大きいと予測したのであれば、普通に考えれば、財政を引き締める必要があるのではないのでしょうか。また、新型コロナウイルス感染症の影響を予断の許さないものとするなら、新型コロナウイルス感染症対策、経済的に疲弊の大きい業種や疲弊していると思われる子育て世代等への支援について、配

慮を見せてもよいのではないのでしょうか。言っていることと予算案という成果物に整合性はあるのでしょうか。

今回の予算案で納得がいかない点はたくさんあります。大きく二つの点に絞って述べさせていただきます。

一つは、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら補正予算で対応するとした22事業、約5,200万円について、当初予算に計上すべきではないかということです。イベント、行事等について、予算計上はやろうと思えばできるが、予算計上した場合、七飯町はこのコロナ禍で事業をやるのかとの問い合わせ等、物議をかもしことを懸念したとの説明がありましたが、これは予算計上の上、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら実施するかどうかを検討すると説明することで町民も十分納得してくれると思うからです。財源がないのならともかく、当初予算に計上しないことによる事務の停滞、町民の萎縮をこそ恐れます。ここは当初予算にきっちり計上すべきではないのでしょうか。

二つ目は、新型コロナウイルス感染症の影響による歳入不足、財源不足をとえながら、峠下2号線、8款土木費2項道路橋梁費2目道路橋梁新設改良費の峠下2号線改良舗装工事関連予算への投資は、当初から約8,000万円も増加しております。当初予算1億9,600万円が、本年度を合わせて約2億8,000万円となっております。温浴施設が1年延期となったこともあり、本当に令和3年度に必要なのでしょうか。町税収入が歳入計画よりもさらに落ち込むことも視野に入れた対応が必要ではないのでしょうか。

以上より、令和3年度七飯町一般会計予算に反対します。

○議長（木下 敏） ほか、討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、起立により採決を行います。

○15番（若山雅行） 記名投票を求めます。

○議長（木下 敏） 賛成者おられますか。

賛成者がおられませんので、起立でそのまま続

行いたします。

これより、起立により採決を行います。

議案第2号令和3年度七飯町一般会計予算の委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(木下 敏) 起立多数であります。

よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

1時間を超しましたので、暫時休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長(木下 敏) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

討論、採決を続けます。

次に、議案第3号令和3年度七飯町国民健康保険特別会計予算の討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第3号令和3年度七飯町国民健康保険特別会計予算の委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号令和3年度七飯町後期高齢者医療特別会計予算の討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第4号令和3年度七飯町後期高齢者医療特別会計予算の委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

本案について、委員長の報告のとおり決定する

ことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号令和3年度七飯町介護保険特別会計予算の討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第5号令和3年度七飯町介護保険特別会計予算の委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号令和3年度七飯町土地造成事業特別会計予算の討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第6号令和3年度七飯町土地造成事業特別会計予算の委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号令和3年度七飯町水道事業会計予算の討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第7号令和3年度七飯町水道事業会計予算の委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

本案について、委員長の報告のとおり決定する

ことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり決定されました。

次に、議案第8号令和3年度七飯町下水道事業会計予算の討論を許します。

平松俊一議員。

○3番(平松俊一) 令和3年度下水道事業会計予算に対する反対の討論を行います。

大沼下水浄化センターの設備更新に関する委託料と工事費についてであります。この処理場は、大沼地区の人口増加を想定して、昭和54年から10年の工事期間をかけてつくられ、例えて言うならば大型バスのような施設であります。稼働開始以来、利用人口の増加はあまり進まず、流域人口は減少の一途をたどり、大型バスの利用者は極めて少ない状況です。しかし、処理量が少ないとはいえ、施設が稼働すれば傷みがきます。そこで部品交換をすることになるのですが、同じ部品でもバスと乗用車では費用の違いは明らかで、いつまでも現行施設の運営維持を続けることは経費の無駄につながりますので、施設全体を根本的に見直す必要があります。それまでは、必要にして最小限の維持にとどめるべきで、今回の浄化センター設備更新実施設計の委託料とその工事費は凍結すべきと考え、反対討論といたします。

○議長(木下 敏) ほか、討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより、起立により採決を行います。

議案第8号令和3年度七飯町下水道事業会計予算の委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(木下 敏) 起立多数であります。

よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第26号 七飯町商工業経営安定資金融資条例の一部改正について

○議長(木下 敏) 日程第11 議案第26号七飯町商工業経営安定資金融資条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長(福川晃也) それでは、議案第26号七飯町商工業経営安定資金融資条例の一部改正について、提案説明させていただきます。

議案関係資料の1ページ、資料1の七飯町商工業経営安定資金融資条例の一部を改正する条例の概要を御覧願います。

1の改正理由につきましては、新型コロナウイルス感染症の町内商工業全体への経済的影響に鑑み、七飯町商工業経営安定資金融資条例における令和3年度の利子補給につきまして、令和2年度に引き続き特例を設けるため、所要の一部改正を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、七飯町商工業経営安定資金融資を受けた事業者に対し、令和3年度における利子補給を0.5%相当分から利率相当分とする特例を設けるものでございます。

3の施行期日につきましては、この条例は、令和3年4月1日から施行します。

新旧対照表につきましては、議案関係資料2ページに添付してございますので、御参照願います。

提案説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(木下 敏) これより、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第26号七飯町商工業経営安定資金融資条例の一部改正について、原案のとおり可決するこ

とに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12

議案第27号 令和3年度七飯町一般会計補正予算(第1号)

○議長(木下 敏) 日程第12 議案第27号 令和3年度七飯町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案説明を求めます。

総務財政課長。

○総務財政課長(倍楼 司) それでは、議案第27号令和3年度七飯町一般会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

このたびの補正は、新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金3次の充当事業及びワクチン接種事業における接種システム改修委託料の追加補正でございます。

第1条は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,512万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ111億9,512万6,000円とするものでございます。

続きまして、7ページの歳出を御覧願います。

2款総務費1項5目財産管理費は、庁舎管理費(臨時交付金事業)として、工事請負費は新型コロナウイルス感染症対策に伴い、便器を和式から洋式に改修のため、庁舎環境設備改修工事701万2,000円の追加。

7目企画費は、交通対策事業費(臨時交付金事業)として、交通事業者車内掲示による観光誘客促進を図るため、需用費は誘客促進ステッカー等印刷製本費180万4,000円の追加。役務費は、誘客促進ステッカー広告料277万2,000円の追加。事業合計457万6,000円の追加。

3款民生費1項1目社会福祉総務費は、社会福祉総務費(臨時交付金事業)として、委託料は高齢者、障がい者入所施設職員に1か月に一度のP

CR検査を行うため、高齢者、障がい者入所施設職員等定期PCR検査委託料1,196万8,000円の追加。介護施設等に新たに入所する方にPCR検査を行うため、介護施設等新規入所者検査委託料80万円の追加。負担金<補助及び交付金は、社会福祉施設等の長が必要と判断し、その任意の指示により職員にPCR検査等を受検させた場合、その費用について、1回当たり1万1,000円を上限として助成するため、社会福祉施設等職員任意検査費用立替払分補助金110万円の追加。事業合計1,386万8,000円の追加。

4款衛生費1項2目予防費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業として、委託料は、ワクチン接種の記録システムの改修が必要なため、接種記録システム改修委託料100万円の追加。

3目環境衛生費は、火葬場及び墓地管理費(臨時交付金事業)として、工事請負費は、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、便器を和式から洋式に改修のため、火葬場環境設備改修工事144万1,000円の追加。

7款商工費1項1目商工費は、商工業経営安定支援事業費(臨時交付金事業)として、負担金、補助及び交付金は、商工業経営安定資金の融資を受けた方の信用保証料を補給するため、商工業経営安定資金融資保証料補給金46万7,000円の追加。商工業経営安定資金の融資を受けた方の利子を補給するため、商工業経営安定資金融資利子補給金44万9,000円の追加。事業合計91万6,000円の追加。クーポン券発行事業費(臨時交付金事業)として、新型コロナウイルス感染症の影響により、消費活動が低迷していることから、全世帯を対象に、町内で利用できるクーポン券を配布し、消費を喚起、下支えするため、需用費はクーポン券ほかの印刷のため、印刷製本費241万9,000円の追加。役務費は、クーポン券等発送など、郵便料661万8,000円の追加。口座振り込みなど手数料82万円の追加。委託料は、換金事務業務委託料として253万8,000円の追加。負担金、補助及び交付金は、クーポン券換金事業者交付金8,460万円の追加。事業合計9,699万5,000円の追加。事業継続給付金費(臨時交付金事業)とし

て、負担金、補助及び交付金は、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた町内事業者を支援するため、事業継続給付金4,700万円の追加。

2目観光費は、団体旅行誘客促進事業（臨時交付金事業）として、利用が低迷している団体旅行の利用を促進するため、町内の宿泊施設を利用し、かつ町内飲食店、体験観光施設を利用する商品に対し、利用料金の割引きにかかる助成金を旅行会社に交付し、誘客促進を図るため。手数料は振込手数料5,000円の追加。負担金補助及び交付金は、団体旅行誘客促進助成金1,200万円の追加。事業合計1,200万5,000円の追加。宿泊促進事業（臨時交付金事業）として、町内での宿泊利用を促進のため、宿泊料を割引きし、宿泊施設に対し助成を行うため、宿泊促進補助金1,400万円の追加。

3項国際交流プラザ管理費として、工事請負費は、新型コロナウイルス感染症対応に伴い、便器を和式から洋式に改修のため、環境設備改修工事66万9,000円の追加。

9款消防費1項2目災害対策費は、災害対策費（臨時交付金事業）として、新型コロナウイルス感染症対応として、町内の避難所となる各公共施設の水道用水線をハンドルタイプへ改修を行うため、委託料は、避難所等環境設備改修委託料34万8,000円の追加。

10款教育費1項2目事務局費は、事務局費（臨時交付金事業）として、委託料は、教職員へのICT研修の開催のため、学校教育活動継続支援委託料220万円の追加。GIGAスクールサポーター配置のため、GIGAスクールサポーター委託料231万円の追加。新学習指導要領に即した学びを実現するため、ICTを活用した授業を教師がスムーズに行うための支援として、ICT支援員委託料429万円の追加。備品購入費は、感染予防対策及び学習保障等の観点から、感染の状況や生徒の状況に応じ、学校での教育活動や家庭学習を実施する際に使用するデジタル教科書を購入するため、教具備品購入費366万7,000円の追加。加湿器、パーテーション等の感染対策用備品の購入のため、学校教育活動継続支

援一般備品購入費500万円の追加。家庭学習用教材備品の購入のため、学校教育活動継続支援教材備品購入費320万円の追加。事業合計2,066万7,000円の追加。スクールバス運行費（臨時交付金事業）として、委託料は、感染症対策のため、大沼岳陽学校のスクールバス乗車運行委託料204万4,000円の追加。

4項3目社会教育施設振興費として、文化センター管理費（臨時交付金事業）は、工事請負費で新型コロナウイルス感染症対策に伴い、便器を和式から洋式に改修のため、環境設備改修工事314万6,000円の追加。大中山コモン管理費（臨時交付金事業）として、工事請負費は、同じく便器を和式から洋式に改修のため、環境設備改修工事545万6,000円の追加。大沼婦人会館管理費（臨時交付金事業）として、工事請負費は、同じく便器を和式から洋式に改修のため、環境設備改修工事236万5,000円の追加。

5項1目保健体育総務費は、体育施設管理費（臨時交付金事業）として、工事請負費は同じく便器を和式から洋式に改修のため、環境設備改修工事396万9,000円の追加。

13款職員費1項1目職員給与費は、会計年度任用職員給与費（臨時交付金事業）として、新型コロナウイルス感染症の影響による失職者を対象に、緊急雇用対策として、会計年度任用職員5名採用するため、報酬は会計年度任用職員報酬1,059万2,000円の追加。職員手当等は、会計年度任用職員期末手当146万3,000円の追加。共済費は、会計年度任用職員社会保険料196万9,000円の追加。会計年度任用職員雇用保険料9万3,000円の追加。旅費は、通勤手当分として、会計年度任用職員費用弁償43万2,000円の追加。事業合計1,454万9,000円の追加でございます。

次に、5ページの歳入に戻っていただきます。

14款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億9,938万7,000円の追加。

3目衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金100万円の追加。

4目教育費国庫補助金は、GIGAスクールサ

ポーター配置にかかる補助金として、公立学校情報機器整備費補助金115万5,000円の追加。コロナ感染症対策にかかる補助金として、学校保健特別対策事業費補助金520万円の追加。

18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金は4,838万4,000円の追加でございます。

提案説明は以上でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 2点ほど質問させていただきます。

一般の8ページの負担金、補助及び交付金のところであります。ここで委託料、高齢者・障がい者入所施設職員等、定期PCR検査委託料、介護施設新規入所者検査委託料ということで予算が計上されております。これはPCR検査の費用ということなのではございますけれども、基本的に1人1万1,000円というような検査費用に計算しているように見えるのですが、実際にかかる費用が1万1,000円なのか、国の負担、それから町の負担、本人負担とか、そういうことで考えると、これは完全に国から来る費用で賄われるものなのか、そういった点がちょっと不明なので、説明をいただきたいと思っております。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（村山徳収） ただいまの委託料でございますが、高齢者・障がい者入所施設職員等定期PCR検査委託料でございますが、こちらについては、職員の自己負担と、町は検査機関と委託契約しておりますので、1万1,000円で委託契約しております。検査を受ける方の自己負担はないところでございます。

次の、新規入居者検査委託料でございますが、こちらと同じ考えで、検査機関と委託料で契約しておりますので、自己負担はないというものでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） それでは、何点か、確認のために質問させていただきます。

まず、一般8ページの工事請負費で和式から洋式に変更するという説明がありましたが、これに伴ってコロナウイルス対策としての効果、どのようなものがあるのか、もう一度説明をお願いしたいと思っております。

それと、同じページの、先ほど同僚議員が質問した入所者のPCR検査ですけれども、これは1か月に一度というようなことで予算計上してありますけれども、この金額は多分2か月分ということになると思うのですが、これを超えた場合、その後の町の支援というのはどのように考えているのか、そこのところを少しお願いしたいと思っております。

それと、10ページ目のところの団体旅行誘客促進事業、宿泊促進事業ですけれども、このような事業を実施して、七飯町はコロナ禍でこういう事業をやるのかという、そういう批判はないのかどうか、その辺のところをお聞きしたいと思っております。

それと、学校関係で、ICT支援員委託料とかあるのですが、これは委託はどのようにして、どう運用されるのか、ちょっとイメージが分からないので説明していただきたいと思うのと、12ページの、同じようにデジタル教科書、備品購入ということで上がっているのですが、これの活用の仕方というのですか、すぐ実用化されるものなのか、それとも学校閉鎖とか休校になったときのためのものなのか、それとも普段から使うものなのかどうか、そこのところをちょっとお願いしたいと思っております。

同じ一般の12ページで、会計年度任用職員ということで5名分計上しているということでありますけれども、今年度についても雇用対策ということで募集して、応募がなかったということで、ちょっと予算を減額するようなことがありましたけれども、全く同じ条件で募集するのでしょうか。この募集する相手というか、どのような条件なのか。会社をクビになった人だとか、そういうような条件があるのか、年齢制限だとか、そういうものがあるのかどうか、そこのところを、同じなの

か、このように変えて応募しやすくするとか、そういう工夫があるのかどうか、その辺についてちょっとお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） 私からは、トイレの関係は総括で私のほうからお答えしてまいりたいと思いますけれども、今回、環境設備改修工事ということで、公共施設のトイレを和式の部分を洋式にというところの工事がございます。コロナウイルスに対する効果というところで、この事業については、新型コロナウイルス感染症の地方創生臨時交付金の対象事業ということで、国から示されたものの中にもそういうものがあるということで、和式で用便をした後、そのまま流すということではなくて、用をたした後、ふたをしめて下水に流す、排水するということによって、コロナウイルスを蔓延とか拡散させないという効果があるということで、この事業としてとらえているところでございます。

また、一番最後の御質問にありました、会計年度任用職員の採用する条件というところでございます。令和2年度につきましても募集をさせていただいて、実績として10名、約700万円程度の事業費となって、実績というか見込みですけれども、ということでございます。条件としては、コロナの関係で、会社のほうから解雇になったとか、新たに勤めようとしても、なかなかコロナの関係で勤め先が見つからないだとかという方を募集の条件としたいというところでございます。それにつきましては令和2年度と同じような募集の条件になります。年齢につきましては、七飯町の公務員となりますので、公務員として仕事ができるかというところがあるとは思いますが、そこら辺がクリアできれば、年齢はあまり問わないような感じで募集していこうというところで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（村山徳収） それでは、私のほうからはPCR検査でございますが、委託料でございますが、議員のおっしゃられるとおり、2か月分

というところで積算しております。こちらについては、当初、国のコロナワクチン予防接種スケジュールがおおむね5月ぐらいで終了するだろうという算段で積算しております。しかしながら、ワクチン接種開始時期や感染症対策の取り巻く環境が日々変化してございますので、こちらについては柔軟に、2か月分以降、4月、5月、6月以降も、国の状況と、新たなPCR検査等の方式とか、国で示されてきていることから、国、道の動きを注視しながら、柔軟に対応していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） 私のほうからは、団体旅行誘客促進事業及び宿泊促進事業の関係で、いわゆる世論からの批判というか、そういったことが想定されないかというような御質問であろうかと思っております。その部分は、今現在も世界の状況、それから、当然国内の状況もございません。批判等、その時々の皆様の考えというものが大きく影響するかと思っておりますので、今のところこの点につきましては具体的にお答えすることはちょっと難しいところではございますが、今現在、国で行っておりますG・O・T・Oトラベル、これの実施につきまして、今、国のほうでいろいろと調整を行っているところと聞いています。この事業の実施等の判断、それは私どものほうの観光関連の事業につきましても大きな判断材料となろうかと思っております。そういったことも踏まえながら、まず実施できる準備を進めさせていただいて、そしてその機を捉えて、この事業の効果が行き渡るように、その時期等もいろいろ判断させていただきながら実施をしてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（木下 敏） 教育次長。

○教育次長（扇田 誠） まず、ICT支援員委託料、これにつきましては、支援員が学校に出向きまして、教師、初めてやる方もいらっしゃると思いますので、そのサポートをしていくというような委託料でございます。

また、備品購入費、デジタル教科書でございま

すけれども、これにつきましては、中学校3校が対象になってございます。それで、中学校が教科書が改訂になるということで、教師用のデジタル教科書でございまして、これを活用して、家庭学習等、今後、デジタルで1人1台とか当たった場合に、指導者、教師用のデジタル教科書を予算計上しまして、それを買って活用するというところでございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） ほとんどの事業が今までにやられている、例えばクーポン券発行事業だとか、非常に好評で、また同じ条件でやるとか、そういうのであれなのですけれども、トイレの和から洋への変更については、初めての提案内容であるので、国がコロナ対策として認めているということは分かるのですけれども、これはほかのところでもたくさんこういうような形で利用してコロナ対策しているとか何とか、そういうような情報もあるものなのかどうか、それをちょっとお聞きしたいので、お願いします。

それと、ICT支援等委託料なのですけれども、先生たちをサポートしたりするとか、そういうのは分かるのですけれども、これはどこに委託するのか、誰があれなのか、そういう専門の受ける会社みたいなのがあって、そういうところをお願いすると派遣して来てくれたりするような、介護の派遣みたいな、そういう感じのものがあるのですか。その辺のところをちょっと教えていただければと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） それでは、トイレの件につきまして、私のほうから御答弁してまいります。

このトイレの改修工事といいますか、これは去年、地方創生臨時交付金、6月ぐらいでしたでしょうか、第1次ということでついてございます。その後の全国的なその交付金の活用事例というのがマスコミというか、ニュースだったり新聞だったり私たちも目にするのですけれども、その中で、トイレというものもいろいろな自治体のほうで実施しているというような状況は目にして

ございます。先般、隣の函館市でも、そういう学校のトイレを、この交付金を使って改修するというものもやっておりますので、いろいろな自治体で、この交付金を活用して実施して整備しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 教育次長。

○教育次長（扇田 誠） ICTの支援事業につきましては、これは1人1台、今年度、パソコンが児童生徒に当たった、それは町内の業者が受注してございます。そこが今度はその環境をサポートするというところで、今のところはうちのほうでは予定しているというところでございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第27号令和3年度七飯町一般会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13

議会運営委員の選任

○議長（木下 敏） 日程第13 議会運営委員の選任を議題といたします。

議会運営委員の選任については、七飯町議会委員会条例第5条第2項の規定により、議長が指名することになっておりますが、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員に平松俊一議員、田村敏郎議員、畑中静一議員、長谷川生人議員、澤出明宏議員、川村主税議員、中川友規議員、以上7名の議員を指名したいと思います

が、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員には、ただいま指名いたしました平松俊一議員、田村敏郎議員、畑中静一議員、長谷川生人議員、澤出明宏議員、川村主税議員、中川友規議員、以上7名の議員を選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午前11時56分 再開

○議長(木下 敏) 休憩前に引き続き、再開いたします。

諸 般 の 報 告

○議長(木下 敏) この際、諸般の報告を行います。

ただいま議会運営委員会より、委員長に中川友規議員、副委員長に長谷川生人議員を互選した旨の報告がありました。

この際、委員長就任の挨拶を求めます。

副委員長も一緒をお願いいたします。

○14番(中川友規) ただいま議会運営委員長に御指名いただきました中川友規です。

そして、副委員長の長谷川生人議員です。

皆様の御協力をいただきながら、このコロナ禍でいろいろな状況や環境の変化がある中でございますけれども、しっかりと皆様の意見をちょうだいしながら、議会の運営に全力で頑張っていけますので、御指導と御協力のほう、よろしく願いいたします。

○8番(長谷川生人) よろしく申し上げます。(拍手)

○議長(木下 敏) 就任の挨拶を終わります。

まだ日程が、発議案が3本残っておりますので、ちょうど12時になりましたので、1時まで暫時休憩いたします。

また、皆さんにお諮りしたいと思いますが、この後の発議は特別委員会の設置が3本で、理事者の課長職、また部長職の答弁等がないので、午後

からは特別職の3人のみの出席とさせていただきたいのですが、そうすることによって午後一番から課長、部長も仕事ができるということで、皆さんの御理解が得られるのであれば、特別職3人だけ午後から出席ということでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 異議なしということで、午後からはそのような取り扱いをさせていただきます。

それでは、1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長(木下 敏) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第14

発議案第1号 特別委員会設置に関する決議

○議長(木下 敏) 日程第14 発議案第1号 特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

提案説明を求めます。

中川友規議員。

○14番(中川友規) 発議案第1号特別委員会設置に関する決議。

標記の発議案を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和3年3月16日。

七飯町議会議長木下敏様。

提出者、七飯町議会議員、中川友規。

賛成者、七飯町議会議員、長谷川生人議員、平松俊一議員、田村敏郎議員、畑中静一議員、澤出明宏議員、川村主税議員。

特別委員会設置に関する決議。

次のとおり特別委員会を設置する。

1、名称。新交通体系と観光に関する調査特別委員会。

2、設置の目的。北海道新幹線や北海道縦貫自動車道等の利活用、赤松街道や大沼国定公園等の

観光に関する調査研究が必要なため。

3、構成人員。9名。

4、活動期間。調査が終了するまで、閉会中も継続して調査を行う。

以上です。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

発議案第1号特別委員会設置に関する決議を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました新交通体系と観光に関する調査特別委員会の委員は、委員会条例第5条第2項の規定により、議長が指名することとなっております。

お諮りいたします。

新交通体系と観光に関する調査特別委員会委員に、横田有一議員、池田誠悦議員、稲垣明美議員、畑中静一議員、長谷川生人議員、澤出明宏議員、中島勝也議員、若山雅行議員、川上弘一議員、以上9名の議員を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、新交通体系と観光に関する調査特別委員会委員には、ただいま指名いたしました、横田有一議員、池田誠悦議員、稲垣明美議員、畑中静一議員、長谷川生人議員、澤出明宏議員、中島勝也議員、若山雅行議員、川上弘一議員、以上9名の議員を選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 1時03分 休憩

午後 1時18分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

諸 般 の 報 告

○議長（木下 敏） この際、諸般の報告を行います。

ただいま新交通体系と観光に関する調査特別委員会より、委員長に横田有一議員、副委員長に川上弘一議員を互選した旨の報告がありました。

この際、委員長就任の挨拶を求めます。

副委員長も一緒をお願いいたします。

○1番（横田有一） 新交通体系と観光に関する調査特別委員会の委員長に指名されました横田です。

隣が副委員長の川上でございます。

これからの新幹線、札幌までの延伸、そして縦貫道の開通、そういうものに向かって七飯町がどういふふうなスタイルでやっていくかということをおとさんと討議していきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願ひします。（拍手）

○議長（木下 敏） 就任の挨拶を終わります。

日程第15

発議案第2号 特別委員会設置に関する決議

○議長（木下 敏） 日程第15 発議案第2号特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

提案説明を求めます。

中川友規議員。

○14番（中川友規） 発議案第2号特別委員会設置に関する決議。

標記の発議案を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和3年3月16日。

七飯町議会議長木下敏様。

提出者、七飯町議會議員、中川友規。

賛成者、七飯町議會議員、長谷川生人議員、平

松俊一議員、田村敏郎議員、畑中静一議員、澤出明宏議員、川村主税議員。

特別委員会設置に関する決議。

次のとおり特別委員会を設置する。

1、名称。防災・災害対策等に関する調査特別委員会。

2、設置の目的。被害状況の把握と、防災・災害対策等に関する調査・研究が必要なため。

3、構成人員。9名。

4、活動期間。調査が終了するまで、閉会中も継続して調査を行う。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

発議案第2号特別委員会設置に関する決議を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました防災・災害対策等に関する調査特別委員会の委員は、委員会条例第5条第2項の規定により、議長が指名することになっております。

お諮りいたします。

防災・災害対策等に関する調査特別委員会委員に、神崎和枝議員、平松俊一議員、田村敏郎議員、上野武彦議員、坂本繁議員、澤出明宏議員、川村主税議員、中川友規議員、青山金助議員、以上9名の議員を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、防災・災害対策等に関する調査特別委員会委員には、ただいま指名いたしました、神崎

和枝議員、平松俊一議員、田村敏郎議員、上野武彦議員、坂本繁議員、澤出明宏議員、川村主税議員、中川友規議員、青山金助議員、以上9名の議員を選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 1時23分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

諸 般 の 報 告

○議長（木下 敏） この際、諸般の報告を行います。

ただいま防災・災害対策等に関する調査特別委員会より、委員長に川村主税議員、副委員長に田村敏郎議員を互選した旨の報告がありました。

この際、委員長就任の挨拶を求めます。

副委員長も一緒をお願いいたします。

○13番（川村主税） ただいま防災・災害対策等に関する調査特別委員会の委員長に仰せつかりました、委員長の川村でございます。

お隣に副委員長の田村議員でございます。

これから皆さんのお力を借りながら、地域防災はもとより、道、また国に対しての要望活動を含めてしっかりとやってまいりますので、皆様、ひとつよろしく願いいたします。（拍手）

○議長（木下 敏） 委員長就任の挨拶を終わります。

日程第16

発議案第3号 特別委員会設置に関する決議

○議長（木下 敏） 日程第16 発議案第3号特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

提案説明を求めます。

中川友規議員。

○14番（中川友規） 発議案第3号特別委員会設置に関する決議。

標記の発議案を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和3年3月16日。

七飯町議会議長木下敏様。

提出者、七飯町議会議員、中川友規。

賛成者、七飯町議会議員、長谷川生人議員、平松俊一議員、田村敏郎議員、畑中静一議員、澤出明宏議員、川村主税議員。

特別委員会設置に関する決議。

次のとおり特別委員会を設置する。

- 1、名称。七飯町議会広報広聴特別委員会。
- 2、設置の目的。議会広報紙等及び広聴に関する活動充実のため。
- 3、構成人員。8名。
- 4、活動期間。調査が終了するまで、閉会中も継続して調査を行う。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

発議案第3号特別委員会設置に関する決議を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました七飯町議会広報広聴特別委員会の委員は、委員会条例第5条第2項の規定により、議長が指名することになっております。

お諮りいたします。

七飯町議会広報広聴特別委員会委員に、池田誠悦議員、上野武彦議員、平松俊一議員、若山雅行議員、稲垣明美議員、川村主税議員、長谷川生人議員、澤出明宏議員、以上8名の議員を指名した

いと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、七飯町議会広報広聴特別委員会委員には、ただいま指名いたしました、池田誠悦議員、上野武彦議員、平松俊一議員、若山雅行議員、稲垣明美議員、川村主税議員、長谷川生人議員、澤出明宏議員、以上8名の議員を選任することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

午後 1時35分 休憩

午後 1時43分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

まず、諸般の報告に入る前に、先ほど私、稲垣明美議員の名前を2度も言い間違えまして、まず稲垣明美議員に大変申し訳なく、私の不適切な発言だということで謝罪いたします。

また、議員各位におかれましては、七飯町議会としてはあるまじき行為だったということで、今後はこのようなことがないように気をつけますので、まずお詫びをいたします。申し訳ございませんでした。

諸 般 の 報 告

○議長（木下 敏） この際、諸般の報告を行います。

ただいま七飯町議会広報広聴特別委員会より、委員長に長谷川生人議員、副委員長に上野武彦議員を互選した旨の報告がありました。

この際、委員長就任の挨拶を求めます。

副委員長も一緒をお願いいたします。

○8番（長谷川生人） ただいま七飯町議会広報広聴特別委員会の委員長として推選いただきました長谷川でございます。

そして隣が副委員長の上野武彦議員でございます。

なにぶんにも新しいものを取り組むということで進めてまいります。皆様の御協力と、そして豊かなお知恵をお借りして進めてまいりたいと思

ますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(拍手)

○議長(木下 敏) 委員長就任の挨拶を終わります。

日程第17

閉会中の委員会活動の承認について

○議長(木下 敏) 日程第17 閉会中の委員会活動の承認についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、各常任委員会及び議会運営委員会より、特定の案件について閉会中に委員会活動を行いたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会申し出のとおり、この活動を承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、各委員会申し出のとおり、その活動を承認することに決定いたしました。

閉 会 宣 告

○議長(木下 敏) 以上で、本定例会に付議された全ての案件の審議は終了いたしました。

よって、令和3年第1回七飯町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 1時46分 閉会